

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、神埼市長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 2 年 12 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影及び写真地図作製）
- 2 終了年月日 令和 2 年 11 月 13 日
- 3 作業地域 神埼市全域